２３０２－０２１
令和５年２月１７日

企業主導型保育施設責任者　様

公益財団法人児童育成協会

令和５年度企業主導型保育事業（運営費等）における事業計画申請について

平素より企業主導型保育施設の運営に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和５年度企業主導型保育事業（運営費等）における事業計画申請について、下記のとおりお知らせいたします。本申請による助成決定がなされない場合、令和５年度の運営費等に係る助成金交付を受けることはできません。なお、年度の途中で加算の追加申請を行うことは出来ないため、加算の追加を希望する事業者は、事業計画申請にて御申請いただく必要があります。内容を御確認いただき、必ず申請期間中の提出に御協力お願いいたします。

記

１．対象事業者

令和４年度運営費等助成決定を受け令和５年度も継続して運営する事業者

２．申請期間

令和５年２月２０日（月）～２月２８日（火）

※令和４年度の「運営費等助成申込」を現在申請中の事業者については、上記期間に関わらず該当する申請の承認日から１週間以内に本申請を行ってください。

※申請のお戻しがありましたら、速やかに再申請の御協力をお願いいたします。

３．申請方法

別紙１「申請方法について」参照

※公金管理システムはマスタ機能しか稼働していないため、電子申請システム（https://www1.kigyounaihoiku.jp/hoiku_sk/SKC0601.do）にて令和５年度の計画に基づき申請してください。

４．助成決定通知

令和５年４月を予定

５．提出書類

・事業計画申請書
・事業計画申請用チェックリスト
・直近１期分の法人の決算書（損益計算書及び貸借対照表）

※上記の他、事業内容の変更に伴い必要な提出書類は別紙２「事業計画申請提出書類一覧」を御参照ください。

６．留意事項

（１）本申請の変更内容によっては、審査に時間を要するため、令和５年４月以降も継続して審査を行う場合があります。本申請の承認を受けるまでは助成決定がなされないため、令和５年度の運営費等に係る助成金交付を受けることはできません。そのため、概算交付申請の申請期間内に助成決定が間に合わない場合があります。

（２）事業内容の変更に伴い工事を行う場合、本申請で図面等の審査が完了したのち、工事の着工が可能となります。令和４年１１月１６日付「事業内容の変更に係る御相談の実施について」にて図面の御相談を受け付けた事業者も本申請で図面等の審査を受ける必要があります。図面等の審査が完了する前に着工することはできませんので御留意ください。なお、図面等の審査状況によっては、令和５年４月から加算事業を開始できない可能性もありますので、予め御了承ください。

（３）既に協会の承認を受けている図面の変更を行う場合、関係法令等で定める各種基準等が遵守されていることを確認するため、建築審査が必要となります。なお、図面等の作成にあたっては、企業主導型保育事業ポータルサイトに公開されている「建築関連資料集（事業計画申請用）」を必ず御確認ください。なお、提出書類に不備・不足等がある場合、審査に時間を要する場合や事業の変更が認められない場合があります。

※「建築関連資料集（事業計画申請用）」
企業主導型保育事業ポータルサイト＞既に施設運営中の法人様＞様式ダウンロード＞２．助成決定後の申請手続＞運営費

（４）令和２年度及び令和３年度企業主導型保育事業新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週７日間開所）を実施するものとして内示を受けた事業者は、当該項目に係る変更を行うことができません。

（５）平成３０年度における企業主導型保育事業新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週７日間開所）を実施するものとして内示を受けた事業者のうち当該項目の変更を希望する事業者は、当該項目に係る実施状況、応募当時の計画と開所後の預かり実績等との相違点について記入した理由書（任意書式）を添付の上、申請をしてください。

（６）整備費の助成を受けて工事を行った部屋（病児保育室、一時預かり室等）について、用途変更を行う場合、本申請により事前の承認を受ける必要があります。なお、当該室を本事業以外の用途で使う場合、財産処分の手続きが必要です。

（７）病児保育事業及び一時預かり事業については「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」「助成申請、運営にあたっての留意事項」及びその他の関係法令等で定める各種基準を遵守する必要があります。当該加算事業を追加で申請する場合は、各種基準に定める要件を満たすように御留意ください。

（８）　予算執行の観点から本申請における助成決定額の算出方法は「基準額（基本分及び加算分）の５割」となります。令和５年度運営途中で本申請に対する助成決定額を超える場合は、別途助成決定額変更申請の手続きが必要となります。詳細については令和５年度の夏頃を目途に通知いたします。

（９）　令和４年度に運営費助成決定を受け、令和５年度運営を継続しない場合、財産処分の手続きが必要となります。財産処分に係る詳細についてはポータルサイトを御確認ください。
企業主導型保育事業ポータルサイト＞既に施設運営中の法人様＞通知等＞５．財務・経理＞財産処分

以上

【お問い合わせ】
企業主導型保育事業本部 審査部
電　話　０５７０－５５０－８１９
（年末年始を除く平日９：１５～１７：１５）
お問い合わせフォーム　https://www.kigyounaihoiku.jp/contact

別紙１　【申請方法】

下記申請画面イメージに沿って御入力をお願いいたします。なお、セキュリティ保護のため、１５分単位で自動的にログアウトする仕様となっています。続けて使用する際には、１５分以内に画面への入力、またはボタン操作・一時保存を行うようにしてください。

「次へ（入力内容の確認）」「申込を行う」などのボタンをクリック後、申請完了画面が表示される前や画面内容の計算、データ送信中にブラウザを閉じたりシャットダウンしたりすると、正しく申請ができません。十分に御注意ください。

１．電子申請メニュー

「2023 年度（令和 5 年）」を選択してください。

「助成申込（運営費）」をクリック。

２．（運営費）助成申込一覧

申請画面を作成するために、初回は施設名を選択し、「事業計画申請作成」をクリック。

2 回目以降に画面の編集をする場合は、対象施設の「作成再開」をクリック。

３．（運営費）助成申込作成・編集

企業主導型保育事業

(運営費)助成申込作成・編集　様　パスワード変更　ログアウト

申請メニュー ＞ (運営費)助成申込作成・編集

※「必須」の項目は必ずご入力ください。

<様式第１号>企業主導型保育事業（運営費）助成申込書

申込年月日 ※申込完了時に自動入力されます。	
法人 法人番号	
法人名(フリガナ)[全角カナ]	
法人名	
郵便番号[半角数字]	
都道府県※郵便番号から自動入力されます。	
市区町村※郵便番号から自動入力されます。	
町名・番地※郵便番号から町名が自動入力されます。	
建物名等	
代表者役職(フリガナ)[全角カナ]	
代表者役職	
代表者氏名(フリガナ)[全角カナ]	
代表者氏名	
事業所 事業所名(フリガナ) [全角カナ]	
事業所名	
郵便番号 [半角数字]	
都道府県 ※郵便番号から自動入力されます。	
市区町村 ※郵便番号から自動入力されます。	
町名・番地 ※郵便番号から町名が自動入力されます。	
建物名等	
保育施設名 必須	
保育施設 郵便番号 必須 [半角数字]	
都道府県 必須 ※郵便番号から自動入力されます。	
市区町村 必須 ※郵便番号から自動入力されます。	
町名・番地 必須 ※郵便番号から町名が自動入力されます。	
建物名等	
担当者 氏名(フリガナ)[全角カナ]	
氏名	
所属・職名	
電話番号[半角数字、ハイフン(-)]	
ＦＡＸ [半角数字、ハイフン(-)]	
メールアドレス	
連絡先 氏名（フリガナ） 必須 [全角カナ]	
氏名 必須	
担当部署・窓口 必須	
公開可能な電話番号 必須 [半角数字、ハイフン (-)]	
園長氏名 必須 ※変更した場合は、助成決定を取り消す場合があります。	
助成申請責任者 氏名（フリガナ） 必須 [全角カナ]	
氏名 必須	
役職 必須	
連絡先電話番号 必須 [半角数字、ハイフン (-)]	
法人設立年月日 必須 [半角数字、半角スラッシュ(/) 入力例：2016/04/01] ※全部事項証明書に記載の日付と一致すること。	
助成申込金額(千円) ※所要額調書「選定額」の金額	
前年度子ども・子育て拠出金納付実績 必須	○有 ○無
事業類型(※助成要領「第1の1.助成の対象」に定める事業類型) 必須	○(1) ○(2) ○(3)
保育施設定員数	
助成要領第１の１．（２）又は（３）により実施する場合に、その増加定員数又は空き定員数	
施設、人員基準を順守している。 必須	○順守している ○順守していない

一時保存

「法人」「担当者」欄の変更をする場合は、電子申請メニューの「企業情報変更申請」から修正する必要があります。（入力画面への反映には時間がかかります。企業情報の入力・登録の際は御注意ください）

保育施設名を変更する場合、設置届と同じ名称か御確認ください。

公表時に公開可能な連絡先を入力。

令和５年度の施設長（園長）氏名を御入力ください。

申請時、必ず御選択ください。
※選択がされていない場合、申込が行えないため御注意ください。

状況調査

1．確認事項

①	申請に係る企業主導型保育事業は、平成２８年３月３１日以前から運営している既存の保育施設等（過去に委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。以下同じ）の廃止・移転・休止（予定を含む）に伴うものではない（法人格の変更を含む）。また、今後、企業主導型保育事業の実施に伴い、既存の保育施設の廃止・休止を行うものではない。 必須	○はい　○いいえ
	施設名（住所）※「いいえ」の場合のみ入力	
②	地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合している。（地方公共団体等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ
③	保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらない。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められている。（地方公共団体等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ
④	保育施設の用途変更の必要性を確認している。用途変更が必要な場合（床面積が200m超の場合など）には、用途変更が可能である。（地方公共団体等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ
⑤	避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしている。（地方公共団体・所管の消防署等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ
⑥	調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしている。（地方公共団体・保健所等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ
⑦	地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っている。（地方公共団体等で確認する必要があります） 必須	○はい　○いいえ　○地域枠予定なし

2．事業者

①	業種区分 必須			小区分番号３桁を入力してください（半角数字）	
	企業規模判定	中小企業			
②	会社・個人または士業を規定する法律に基づく法人か 必須	○はい　○いいえ			
③	資本金の額または出資の総額 必須	円			
④	常時使用する従業員の数 必須	人			
⑤	設置事業者（事業所）の就業時間 必須	～			
⑥	直近3期分の決算状況	貸借対照表の資産合計	貸借対照表の負債合計	貸借対照表の純資産合計	損益計算書の税引前利益
	前期末 必須				
	2期前期末 必須				
	3期前期末 必須				
⑦	前年度子ども・子育て拠出金納付実績がある 必須	○はい　○いいえ　○義務なし			
	理由 ※「いいえ、義務なし」の場合には入力して下さい。				
⑧	社会保険料の未納がない 必須	○はい　○いいえ　○義務なし			
	理由 ※「いいえ、義務なし」の場合には入力して下さい。				
⑨	税金の未納がない 必須	○はい　○いいえ			
⑩	暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、申請者の役員などが暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体ではない 必須	○はい　○いいえ			
⑪	申請事業者及び関連法人が企業主導型保育施設を設置している 必須	○はい　○いいえ			
	助成決定番号（複数ある場合は改行して入力）※「はい」の場合には入力してください。				
⑫	消費税仕入控除税額報告書を提出している 必須	○はい　○いいえ　○助成決定を受けた事業者ではない			
⑬	保育施設運営実績（保育事業者設置型の場合） 必須	保育事業開始年（西暦）		運営個所数（受託を含む）	

主な施設名（3施設まで）※現在まで継続して運営がなされているものに限る	住所	開所年月日

設置企業の日本標準産業分類による「小区分番号」を入力。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

①～④の項目の入力によって、事業者が中小企業であるか否かが判定されます。

2 箇月を越えて使用される従業員など労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の人数を記入してください。（保育施設の従業員含む）

設置企業の最長就業時間を記入。（24 時間制の場合は「0：00～24：00」となります）

法人の「貸借対照表」「損益計算書等」の値と一致させてください。（新設法人で実績のない期間については「0」としてください）

当該施設以外で、申請事業者及び関連法人が企業主導型保育施設を設置しているか御選択ください。

当該施設以外の各施設に割り振られた「直近の助成決定番号」を入力。（運営費・整備費を問いません）

受託の場合は受託年月日。

「共同利用」は、連携企業を募り、共同で保育施設を利用することを指す。（共同利用企業は、令和５年度の共同利用契約を締結（仮契約・覚書含む）している分のみ御記載ください）

「自主運営」または「業務委託」どちらか一方を選択。

令和５年４月１日時点の満年数を記入してください。

定員の年齢別内訳を変更する場合、「状況調査 3. 保育施設⑦定員数」に入力の上、必要面積が確保されていることが確認できる平面図の添付をお願いします。
※定員数合計の変更は一切できません。

運営形態が一般事業主の場合、定員の１割以上の自社枠を確保してください。

基本開所時間が 8：00～19：00 で、前後１時間の延長保育を行っている場合は「7：00～20：00」と入力。
また、早朝開所（朝 7:00 以前）、夜間開所（夜 22：00 以降）にあたる場合は理由も御記載下さい。
※早朝開所は 7:00 以前を指すので例えば朝 6:00 開所も早朝開所にあたります。

設置届（変更届）の開所時間内で 11 時間、または 13 時間開所になるように入力。11 時間未満開所の場合は実際の開所時間を入力。

設置届（変更届）と一致させる。

③保育施設面積

面積		受け入れ上限	
保育室有効面積	㎡	2歳児以上	人
乳児室有効面積	㎡	ほふくをする0、1歳児が1人もいない場合	人
ほふく室有効面積	㎡	0、1歳児全員がほふくに移行した場合	人
-	-	2歳児未満	人
病児保育室有効面積	㎡	2歳児以上のみ受け入れの場合	人
病児安静室有効面積	㎡	2歳児未満のみ受け入れの場合	人
病後児保育室有効面積	㎡	2歳児以上のみ受け入れの場合	人
病後児安静室有効面積	㎡	2歳児未満のみ受け入れの場合	人
体調不良児対応型の安静にできるスペースの有効面積	㎡	-	-
一時預かり一般型保育室有効面積	㎡	2歳児以上のみ受け入れの場合	人
-	-	2歳児未満のみ受け入れの場合	人
遊戯室有効面積	㎡	-	-
地域交流スペースの有効面積	㎡	-	-
共用部分を按分した面積（*1）	㎡	-	-
合計面積	㎡	申請面積（*2）	㎡
屋外遊戯場面積	㎡	2歳児以上	人

（*1）複合施設の場合に「創設（新築）における複合施設の工事費按分方法について」を参考に算出した廊下・階段等の共用部の面積を記入
（*2）保育施設の専有面積（乳児室、保育室の他、事務室、保育施設内の廊下等を含んだ専有面積の合計値）を記入

⑭	食事の提供方法 必須	
	搬入元の名称※外部搬入の場合には入力して下さい。	
	搬入元の電話番号※外部搬入の場合には入力して下さい。	
	搬入元との関係※外部搬入の場合には入力して下さい。	
	搬入元の種別※外部搬入の場合には入力して下さい。	

⑮事業計画

当該地域において企業主導型保育施設を設置する意義 必須	
自社従業員のニーズについて 必須	
他社のニーズについて 必須	
地域のニーズについて 必須	
質の高い保育を提供するための具体的な内容 必須	
施設設置について地域住民に対して行った説明の方法及びその内容（未実施の場合はその理由） 必須	
施設設置に対する地域住民の反応 必須	
施設設置に対する地方公共団体の反応 必須	

⑯保育の質の向上

年齢ごとの長期的（年・期・月）な指導計画の作成 必須	○行う ○行わない
年齢ごとの短期的（週・日）な指導計画の作成 必須	○行う ○行わない
個別指導計画・個人記録の作成 必須	○行う ○行わない
子どもの実態や環境に即して保育内容の見直しによる、計画の改善 必須	○行う ○行わない
施設長をはじめとする全職員による適切な役割分担と協力体制の整備 必須	○行う ○行わない
保育従事者による、保育実践の考察と自己評価を通じた保育の質の向上 必須	○行う ○行わない
保育施設による、当該保育施設の保育内容の自己評価と結果の公表 必須	○行う ○行わない
上記公表結果に関し、保護者及び地域住民の意見を求める 必須	○行う ○行わない
保育施設による、評価の結果を踏まえた当該保育施設の保育内容の改善 必須	○行う ○行わない
その他、質の高い保育を提供するための具体的な内容 必須	

「2 歳児以上の児童を保育する部屋」を指す。（2 歳児以上を預かる際の床面積の計算に該当する部分です）

【定員 20 名以上の場合】
・ほふくをする 0,1 歳児が 1 人もいない場合
・0,1 歳児全員がほふくに移行した場合
2 つの受け入れ上限を確認する
【定員 19 名以下の場合】
2 歳児未満の受け入れ上限について確認する

児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を指す。

「各保育室とは別に設置する部屋」を指し、床面積は定員数の上限に反映されない。

保育施設の専有となる部分を指す。

複合施設などの廊下など、共有部分を按分した場合の床面積を記入。（按分根拠となる計算式も併せて添付してください）

満 2 歳以下の児童の食事の外部搬入は、①及び②を満たすことが必要。
①搬入事業者：設置事業者、または関連事業者（資本関係がある等）
②調理場所：企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設または医療機関等。それが難しい場合には学校給食法第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校又は同法第 6 条に規定する共同調理場

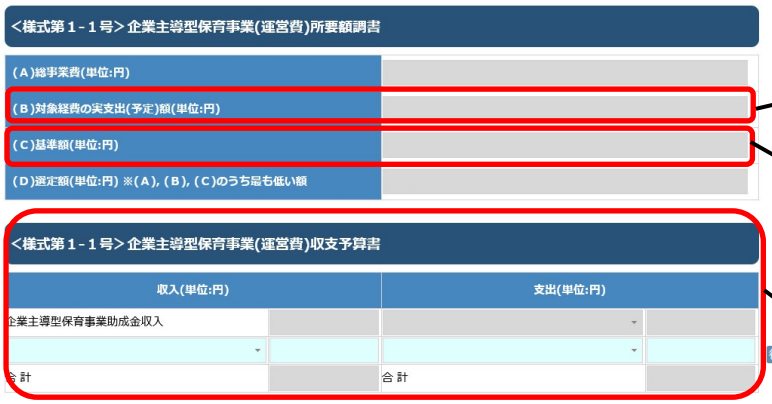

<＜様式第１-１号＞企業主導型保育事業(運営費)所要額調書

(A)総事業費(単位:円)	
(B)対象経費の実支出(予定)額(単位:円)	
(C)基準額(単位:円)	
(D)選定額(単位:円) ※(A),(B),(C)のうち最も低い額	

<＜様式第１-１号＞企業主導型保育事業(運営費)収支予算書

収入(単位:円)		支出(単位:円)	
企業主導型保育事業助成金収入			
合 計		合 計	

行追加

一時保存

様式第 1-1 号の支出欄合計が自動入力されます。

様式第 1-2 号の情報を基に自動計算されます。

様式第 1-2 号入力後、収支予算書は必ず入力する必要はありません。

<＜様式第１-２号＞企業主導型保育事業(運営費)算定額(見込)調書

1．基本分

事業開始月 必須		月
事業開始日 必須		日
地域区分		(※保育施設の都道府県、市区町村から自動入力されます。)
基本開所曜日	□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日	
週開所日数区分		(※基本開所曜日から自動入力されます。)
基本開所時間		～
基本開所時間数区分		(※基本開所時間から自動入力されます。)
必要な保育従事者数 必須		
保育士数 必須		
保育士比率(%)		(※保育従事者数、うち保育士数から自動入力されます。)
定員区分		(※①定員数から自動入力されます。)

①定員数(各月初日の定員数)

		合 計
定員数	乳児	
	1、2歳児	
	3歳児	
	4歳以上児	
うち増加又は空き枠(*3)	乳児	
	1、2歳児	
	3歳児	
	4歳以上児	
うち従業員枠(*4)		

(*3)助成要領第１の１.（２）又は（３）により実施する場合に、その増加定員数又は空き定員数を記載すること。
(*4)定員のうち、従業員枠に該当する定員数を記載すること。

②在籍児童数(各月初日の在籍児童数)

		合 計
在籍児童数	乳児	
	1、2歳児	
	3歳児	
	4歳以上児	
うち増加又は空き枠(*3)	乳児	
	1、2歳児	
	3歳児	
	4歳以上児	
うち従業員枠		

【「0 歳児数×1/3 人（小数点第二位以下切り捨て、以下同じ）」+「1・2 歳児数 1/6 人」+「3 歳児数 1/20 人」+「4 歳児以上児数 1/30 人」+1 人】＝（小数点第一位四捨五入）で計算してください。

※必要な保育従事者は「定員数」ではなく、「在籍児童数」に対して計算してください。

※毎月の月次報告等では自動計算されます。

※基本分の保育従事者のみで計算してください。

一般事業主型の場合：自社枠と連携企業枠の合計を入力してください。

※定員数の 50%以上とする必要があります。

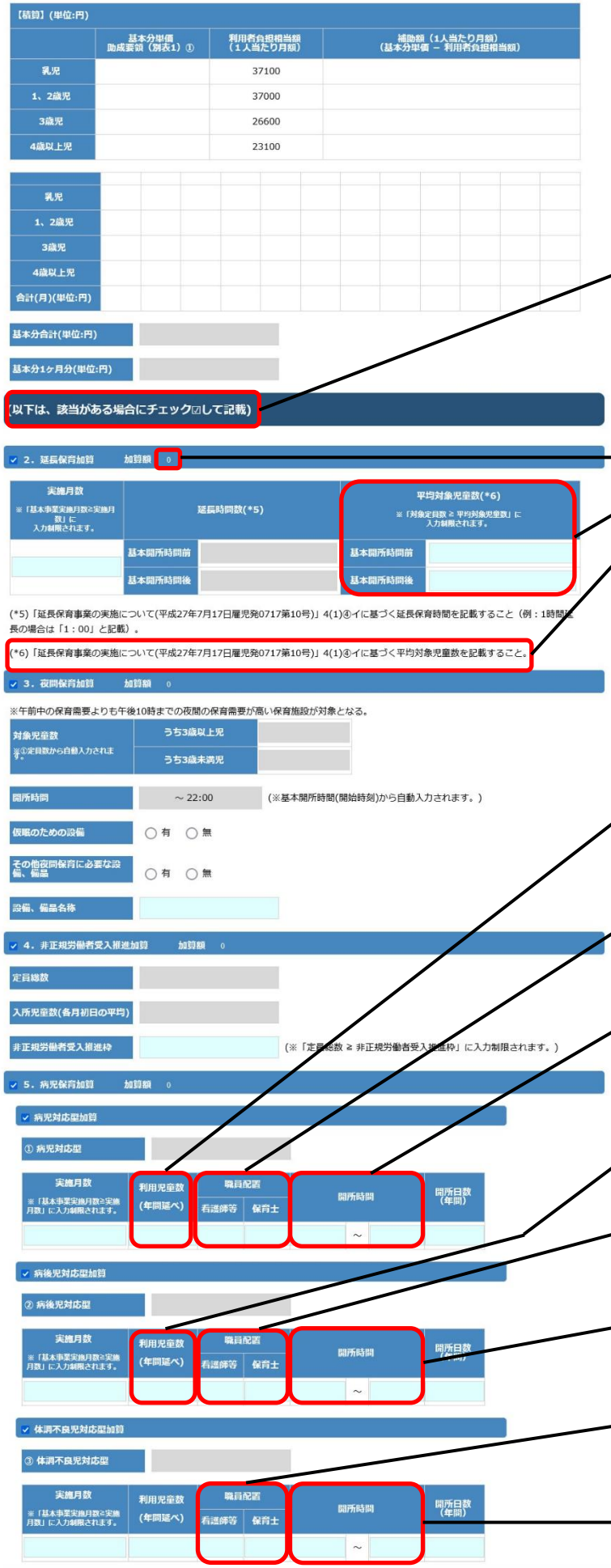

具体的な計画に基づき、加算申請を行ってください。（年度途中の加算事業の追加はできません）

平均対象児童数に適正な数が入力されていない場合、加算額が０円となります。延長保育加算を申請している事業者は、加算額が反映されているか今一度御確認ください。
加算額が０円の場合、平均対象児童数を御修正ください。

過去の実績等を基に適正な見込み数を**年間**で入力してください。

令和５年度より新たに開始する場合のみ資格証を添付してください。

週 40 時間以上になるように設定してください。

過去の実績等を基に適正な見込み数を**年間**で入力してください。

令和５年度より新たに開始する場合のみ資格証を添付してください。

週 40 時間以上になるように設定してください。

令和５年度より新たに開始する場合のみ資格証を添付してください。

週 40 時間以上になるように設定してください。

過去の実績等を基に適正な見込みを入力してください。

令和５年度より新たに開始する場合のみ資格証を添付してください。

賃借料を変更する場合は、賃借料契約書の添付が必要です。（加算の対象となるのは保育施設部分の賃借料のみで、駐車場代や共益費などは含みません）
※税込みにて御入力ください。

保育補助者の配置以外にも職員の勤務環境改善に取り組んでいることが助成の条件です。

令和５年度の申請内容を入力してください。令和５年度申請されない場合は内容を削除して、チェックを外してください。

助成要領及び「令和３年度助成申請、運営にあたっての留意事項」154 参照

週あたりの勤務時間を入力してください。
例）１日８時間、週５日勤務の場合 40 時間となる

手当の名称を入力。

「その他」を選択した場合に具体的な処遇改善方法を入力。

月額に換算した場合の金額を入力。（処遇改善加算Ⅰに限り、実際のお支払いは毎月のお支払いでなくても構いません）

賃金改善計画の「加算実施副主任保育士等数」と「上記１人あたりの賃金改善額（平均）」と「実施期間（月数）」をかけた金額が自動で入力されます。
※職務分野別リーダー等の欄についても同様です。

手当の名称を入力。

手当の名称を入力。

賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分（金額）を入力してください。

職種でまとめず、対象職員毎に入力してください。
【職種】
対象職員の職種を入力してください。
【賃金改善見込額】
対象職員に対する賃金改善見込み額（令和５年度合計額）を入力してください。
※賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

令和５年度の申請内容を入力してください。また、「保育業務支援システム等導入実施計画書」「見積書」「保育業務支援システムの機能の詳細が確認できる書類」の添付が必要です。
※既に当該加算に係る交付を受けている場合は申請できません。

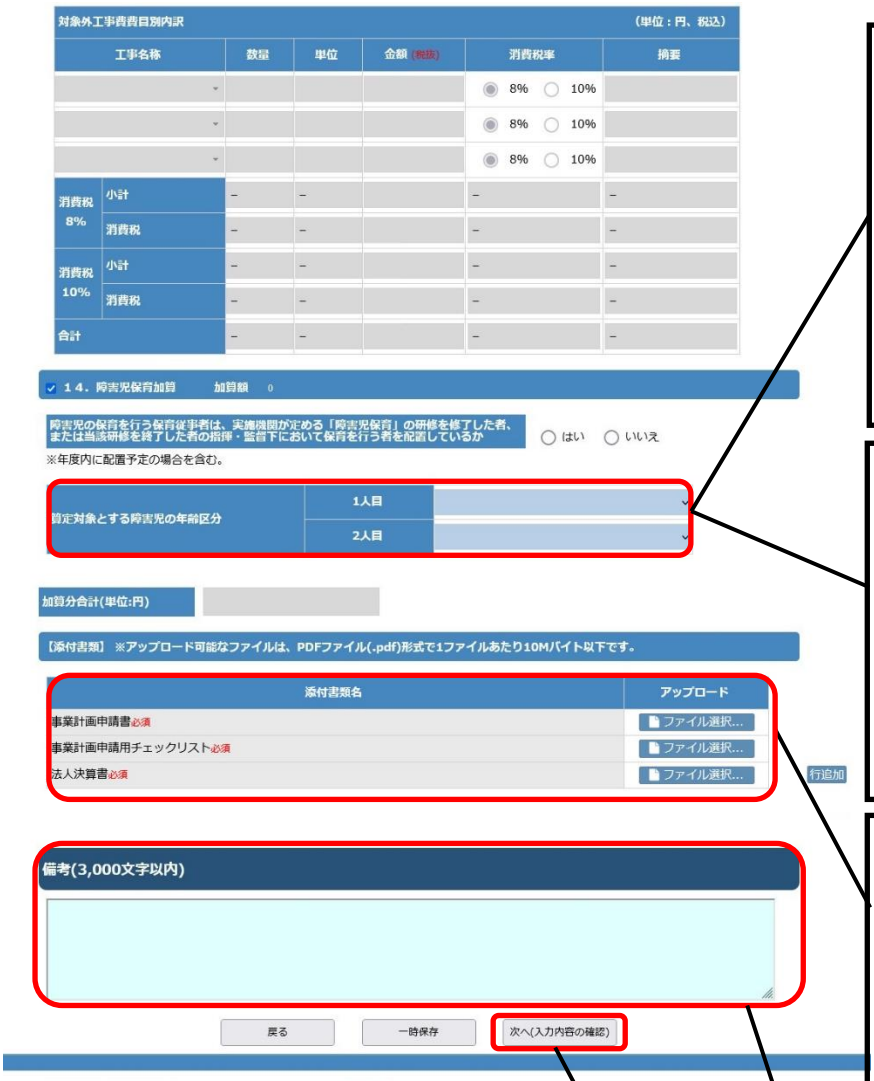

加算算定対象とする障害児（受け入れ予定含む）の年齢区分を選択ください。
※定員内訳で設定している年齢区分のみ選択が可能。
なお、障害児を３名以上受け入れている場合は、加算対象とする障害児２人を任意で選択してください。

令和５年度より新たに開始する場合のみ、職員が「障害児保育」の研修を修了したことが確認できる書類を添付してください。本申請の申請期間において研修を修了していない場合は、研修修了後の月次報告にて当該資料を御提出ください。

申請時に全事業者「事業計画申請書」「事業計画申請用チェックリスト」「法人決算書」の添付が必要です。
※上記書類の添付がない場合、申込が行えないため御注意ください。
その他事業内容の変更に伴い必要な提出書類は、別紙２「事業計画申請提出書類一覧」を確認し、「行追加」をクリックして御添付ください。

申請に際して補足が必要な場合や、審査担当職員への回答をする場合などに御活用ください。

「次へ」をクリックすると、入力内容の確認画面に移行します。確認後、最下段の「申込を行う」をクリックすることで申請作業は終了となります。
「申込完了画面」が表示されたことをお確かめください。
画面にアラートが表示される場合は、必須事項入力の不備等が考えられます。再入力後、改めて「次へ」をクリックしてください。

別紙２　【事業計画申請提出書類一覧】

全事業者提出が必要な書類

No.	提出書類	備考
1	事業計画申請書	令和５年度事業計画申請書の書式を御使用下さい。 **企業主導型保育事業ポータルサイト** **既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続≫運営費**
2	事業計画申請用チェックリスト	１～１１番は全事業者御確認ください。１２番以降は、別紙３「チェックリスト番号一覧」を御確認いただき、「事業計画申請用チェックリスト」内の該当する番号にチェックを入れて、黄色く着色された項目をすべて御確認の上、御回答ください。 **企業主導型保育事業ポータルサイト** **既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続≫運営費**
3	直近１期分の法人の決算書	保育施設ではなく、法人の決算書の提出が必要です。 申請時において提出可能な直近１期分を御提出ください。なお、本申請の対象事業者及び共同設置事業者のみ御提出ください。受託している事業者や共同利用企業の決算書は提出不要です。

変更がある事業者のみ提出する書類

No.	提出書類	備考
「保育施設名」、「施設長（園長）氏名」を変更する場合		
1	自治体への変更届	＜既に自治体に届出済みの場合＞ 自治体へ届出た受領印のある変更届を御提出ください。 ＜これから自治体に届出を行う場合＞ 届出予定の変更届を御提出ください。 ＜変更届の届出が不要の場合＞ 下記内容を電子申請画面の備考欄に御記載ください。 自治体確認日、自治体名、担当部署、担当者名、変更内容
「資本金の額または出資の総額」を変更する場合		
1	登記事項証明書	登記事項証明書（３ヶ月以内発行）等、申請法人の資本金が確認できる資料を御提出ください。
「運営形態（保育事業者に変更）」を変更する場合		
1	助成申込者の施設等の５年以上の運営実績を有していることを証明する書類	※以下 A～H の区分の該当する書類を御提出ください。 5 年以上の運営実績を有している施設等が A. 認定こども園の場合 ・認定こども園設置認可申請に伴う認可書 B. 幼稚園の場合 ・認可通知書に準ずる書類 C. 地域型保育事業の場合 ・設置認可申請に伴う認可書 D. へき地保育所の場合 ・設置認可申請に伴う認可書 E. 認可外保育施設の場合 ・児童福祉法第 2 条の 2 第 1 項に基づき都道府県に届け出た書類　（次項へ続く）

No.	提出書類	備考
1	助成申込者の施設等の５年以上の運営実績を有していることを証明する書類	・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書 F. 認可保育所の場合 ・児童福祉法第 35 条の第 4 項に基づき都道府県の認可書 G. 一時預かり事業の場合 ・一時預かり事業開始届 H. 病児保育事業の場合 ・病児保育事業開始届
「運営方法（運営委託に変更、委託先企業名の変更）」を変更する場合		
1	委託事業者の施設等の５年以上の運営実績を有していることを証明する書類	同上。上記 A～H の区分の該当する書類を御提出ください。
2	業務委託契約書	
「開所時間（延長時間含む）」、「基本開所時間（延長時間除く）」、「基本週開所曜日」を変更する場合		
1	自治体への変更届	＜既に自治体に届出済みの場合＞ 自治体へ届出た受領印のある変更届を御提出ください。 ＜これから自治体に届出を行う場合＞ 届出予定の変更届を御提出ください。 ＜変更届の届出が不要の場合＞ 下記内容を電子申請画面の備考欄に御記載ください。 自治体確認日、自治体名、担当部署、担当者名、変更内容
「食事の提供方法（自園調理に変更）」を変更する場合		
1	新平面図	利用定員が 20 名以上の場合は調理室、19 名以下の場合は調理設備が必要です。
「定員の年齢別内訳」を変更する場合		
1	＜A に該当＞ ① 自治体への変更届 ② 旧平面図 ③ 新平面図 ④ 有効面積算定図・算定表 ⑤ 立面図 ⑥ 配置図 ⑦ 防火区画図 ⑧ 採光換気排煙図 ⑨ 建築整備内容の法令・基準チェックシート 1.2（2023.2.1 版） ＜B に該当＞ ① 自治体への変更届 ② 旧平面図 ③ 新平面図 ④ 有効面積算定図・算定表	※A、B で提出書類が異なるため、下記フロー表を御確認いただき、該当する書類をすべて御提出ください。なお、総定員数の変更はできません。 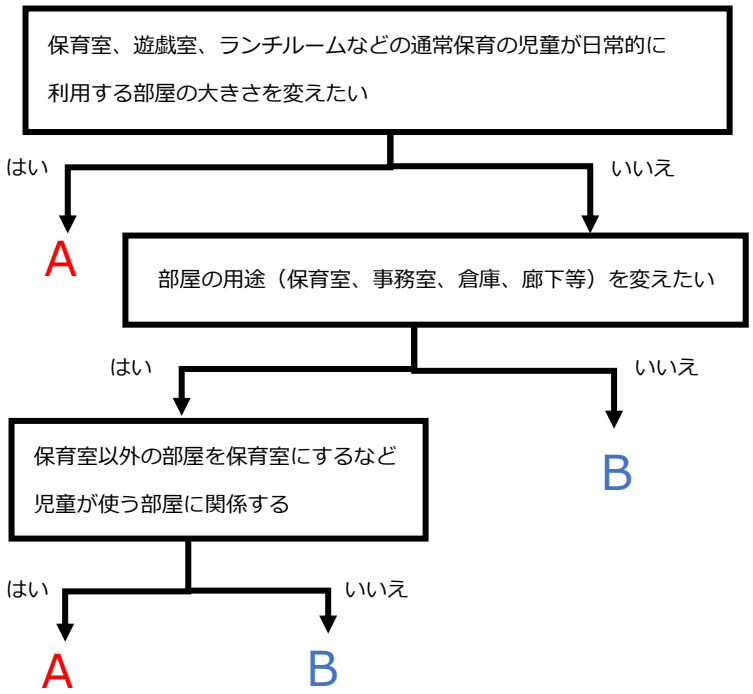

No.	提出書類	備考
「病児保育事業」を令和５年度より新たに開始する場合（共通して提出が必要な書類）		
1	病児保育事業の実施に向けたチェックシート	**企業主導型保育事業ポータルサイト** **既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続き≫運営費**
2	病児保育事業実施計画書	
3	病児保育事業の実施要綱	自治体の要綱（ない場合は厚生労働省の要綱）を御提出ください。
4	病児保育事業の開始届	＜既に自治体に届出済みの場合＞ 自治体へ届出た受領印のある開始届を御提出ください。 ＜これから自治体に届出を行う場合＞ 届出予定の開始届を御提出ください。 ＜変更届の届出が不要の場合＞ 下記内容を電子申請画面の備考欄に御記載ください。 自治体確認日、自治体名、担当部署、担当者名、変更内容
5	看護師証 及び 保育士証	これから採用する場合は、採用までのスケジュール等を記載した実施計画書（様式任意）を御提出ください。実施計画書には「日付、児童育成協会宛、法人名、保育施設名、保育施設住所、法人印」を記載してください。
「病児対応型」、「病後児対応型」を令和５年度より新たに開始する場合		
1	旧平面図（直近で承認を受けている最終平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
2	新平面図（変更内容を記載した平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
3	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に常時存在する設備は、固定、可動に関わらず有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
4	対象部屋の現況写真	部屋全体の様子が分かるよう、部屋の隅から対角の隅に向かって床から天井までを含め全体が写った写真を複数枚御提出ください。
5	立面図	立面図がない場合は外観写真を御提出ください。
6	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものを御提出ください。
7	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」等を図面に記載してください。
8	採光換気排煙図	
9	建築整備内容の法令・基準チェックシート 1．2（2023.2.1 版）	変更内容について各自治体へ御確認いただき、最新版の書式に記載の上、御提出ください。 **企業主導型保育事業ポータルサイト** **既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続≫運営費**

No.	提出書類	備考
「体調不良児対応型」を令和５年度より新たに開始する場合		
1	旧平面図（直近で承認を受けている最終平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
2	新平面図（変更内容を記載した平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
3	対象部屋の現況写真	部屋全体の様子が分かるよう、部屋の隅から対角の隅に向かって床から天井までを含め全体が写った写真を複数枚御提出ください。
「一時預かり事業」を令和５年度より新たに開始する場合（共通して提出が必要な書類）		
1	一時預かり事業の実施に向けたチェックシート	**<u>企業主導型保育事業ポータルサイト</u>** **<u>既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続き≫運営費</u>**
2	一時預かり事業実施計画書	
「一時預かり事業（一般型）」を令和５年度より新たに開始する場合		
1	一時預かり事業の実施要綱	自治体の要綱（ない場合は厚生労働省の要綱）を御提出ください。
2	一時預かり事業開始届	＜既に自治体に届出済みの場合＞ 自治体へ届出た受領印のある開始届を御提出ください。 ＜これから自治体に届出を行う場合＞ 届出予定の開始届を御提出ください。 ＜変更届の届出が不要の場合＞ 下記内容を電子申請画面の備考欄に御記載ください。 自治体確認日、自治体名、担当部署、担当者名、変更内容
3	保育士証	これから採用する場合は、採用までのスケジュール等を記載した実施計画書（様式任意）を御提出ください。実施計画書には「日付、児童育成協会宛、法人名、保育施設名、保育施設住所、法人印」を記載してください。
4	旧平面図（直近で承認を受けている最終平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
5	新平面図（変更内容を記載した平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢１人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
6	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に常時存在する設備は、固定、可動に関わらず有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
7	対象部屋の現況写真	部屋全体の様子が分かるよう、部屋の隅から対角の隅に向かって床から天井までを含め全体が写った写真を複数枚御提出ください。
8	立面図	立面図がない場合は外観写真を御提出ください。

No.	提出書類	備考
9	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものを御提出ください。
10	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」等を図面に記載してください。
11	採光換気排煙図	
12	建築整備内容の法令・基準チェックシート 1．2（2023.2.1 版）	変更内容について各自治体へ御確認いただき、最新版の書式に記載の上、御提出ください。 **<u>企業主導型保育事業ポータルサイト</u>** **<u>既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続き≫運営費</u>**
「賃借料加算」を令和５年度より新たに申請又は変更する場合		
1	賃貸借契約書	変更理由が増税以外の場合は、賃貸借契約書に加えて下記についても御提出ください。 ・理由書（下記について記載されたもの） 日付、児童育成協会宛、法人名、保育施設名、保育施設住所、法人印、変更が生じる年月日、変更前後の賃料、賃借料変更の理由と背景等 ・近隣の同等条件店舗の家賃相場がわかる資料 2～3 件
「運営支援システム導入加算」を令和５年度より新たに申請する場合		
1	保育業務支援システム等導入実施計画書	**<u>企業主導型保育事業ポータルサイト</u>** **<u>既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続き≫運営費</u>**
2	見積書	
3	保育業務支援システムの機能の詳細が確認できる書類	
「障害児保育加算」を令和５年度より新たに申請する場合		
1	障害児保育の研修を修了したことが分かる資料	障害児保育の研修とは、企業主導型保育事業費補助金実施要綱の別紙３、処遇改善加算Ⅱについての「７、研修の要件」に掲げるキャリアアップ研修を指します。具体的には、専門分野別研修の「障害児保育」分野を修了していること、研修終了の見込みがあることを要件とします。 本申請の申請期間において研修を修了していない場合は、研修修了後の月次報告にて当該資料を御提出ください。なお、加算対象となるのは研修修了日の属する月の翌月（月初日の場合はその月）となります。
「その他の図面変更」をする場合		
※建築基準法による新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より前の基準で建てられた建物における増築・増床は認めておりませんが、耐震改修済みであればその限りではありません。申請後に、協会書式の「耐震改修報告書」を添付いたしますので、建築士と共に御確認の上、回答を御検討ください。		
1	旧平面図（直近で承認を受けている最終平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢 1 人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路
2	新平面図（変更内容を記載した平面図）	下記を記載してください。 ①各年齢 1 人あたりの必要面積×定員数＝必要面積≦有効面積の計算式 ②各室の室名　③防火区画　④114 条区画　⑤避難経路

No.	提出書類	備考
3	有効面積算定図・算定表	壁芯ではなく、壁の内側寸法で算定してください。児童滞在時に常時存在する設備は、固定、可動に関わらず有効面積から除外してください（こどもロッカー、絵本等の家具や手洗い等）。
4	対象部屋の現況写真	部屋全体の様子が分かるよう、部屋の隅から対角の隅に向かって床から天井までを含め全体が写った写真を複数枚御提出ください。
5	立面図	立面図がない場合は外観写真を御提出ください。
6	配置図	建物の位置、道路、隣地境界線が確認できるものを御提出ください。
7	防火区画図	各区画については自治体により解釈が異なる場合があるため確認してください。協議により区画等が必要ない場合は「協議により必要ないことを確認」等を図面に記載してください。
8	採光換気排煙図	
9	建築整備内容の法令・基準チェックシート 1．2（2023.2.1 版）	変更内容について各自治体へ御確認いただき、最新版の書式に記載の上、御提出ください。 **企業主導型保育事業ポータルサイト** **既に施設運営中の法人様≫様式ダウンロード≫２．助成決定後の申請手続≫運営費**

別紙３ 【チェックリスト番号一覧】

下記、該当する変更内容のチェックリスト番号を御確認ください。該当する番号を「事業計画申請用チェックリスト」内の番号にチェックを入れ、黄色く着色された項目をすべて御確認の上、御回答ください。

変更内容	チェックリスト番号
様式第1号	
保育施設名	12番
施設長(園長)氏名	14番
担当者名、連絡先など	13番
状況調査	
設置事業者の資本金	15番
運営形態	
保育事業者に変更	16、17番
一般事業主に変更	18、19番
運営方法	
運営委託に変更	21番
委託先企業名を変更	22番
自主運営に変更	20番
開所時間	25番
基本開所曜日	26番
食事の提供方法	27番
定員の年齢別内訳	23、24番
その他の図面変更	
その他の図面変更	55番

変更内容	チェックリスト番号
様式第1-2号	
延長保育加算	28番
夜間保育加算	29番
非正規労働者受入推進加算	30番
病児保育事業	
病児対応型	31～33番
病後児対応型	31～33番
体調不良児対応型	31、32、34番
一時預かり事業	
一般型	35～38番
余裕活用型	35、39番
賃借料加算	40番
保育補助者雇上強化加算	41～43番
防犯安全対策強化加算	44番
連携推進加算	45～47番
処遇改善加算	
処遇改善加算Ⅰ	48、49番
処遇改善加算Ⅱ	48、50番
処遇改善臨時加算	48、51番
運営支援システム導入加算	52番
障害児保育加算	53、54番